

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
100	Ⅳ	7	①	◇お産あんしんネットワーク事業	周産期(妊娠後期から新生児早期)において高度専門的な医療を効果的に提供する医療体制の確保を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。 ○周産期医療ネットワーク構築事業	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを含めた4病院を中核として周産期医療ネットワークの強化を図っている。周産期医療ネットワーク連絡会や、周産期症例検討会、周産期医療研修会を開催した。	症例検討会や研修会では、県内から多くの周産期医療従事者の参加があった。特に症例検討会では各医療機関間の連携のあり方について検討出来た。	ネットワーク連絡会では、搬送体制のシステム構築の検討や精神科等との連携体制について検討する必要がある。県内の分娩取り扱い機関を交えた連絡会の継続実施。	継続	引き続き、高度専門的な周産期医療を効果的に提供する体制の整備を進め、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。精神科医療等との連携体制についても検討する。	県	健康推進課	子育て包括支援S
101	Ⅳ	7	①	◇医療的ケア必要児等ハイリスク児対策の充実	医療的ケア必要児等の退院後の家庭生活支援を円滑に行うため、医療機関と保健所等が、医療連携会議を開催するとともに、医療的ケア必要児の退院児の保護者面接・訪問指導などを行います。また、入院を要する妊婦高血圧症候群に罹患している妊産婦の医療費を負担することにより、妊婦中の適切な医療処置の促進を図ります。 ○医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業	平成30年度に県協議会を設置し、小児在宅医療の体制整備にむけて検討を開始。各保健所では保健師が中心となり、退院前から調整や訪問、相談事業、交流会等を実施している。	支援が必要なケースについて、医療機関からの連絡票による情報提供体制は定着している。支援件数は増加傾向にあり、関係機関との連携も図られてきた。	対応件数が増加し、ニーズやサービスが多様化する中で関係者の役割の明確化や関係機関で意思統一する場を確保していく必要がある。	継続	協議会において、在宅生活支援ファイルの活用方法の検討や、利用できるサービスの拡充、支援体制の整備等について検討する。小児に対応可能な訪問看護ステーションの増加。	県	健康推進課	子育て包括支援S
102	Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する情報提供)	鳥根県食育推進計画第二次計画(H24～)に基づき、食育で世代が健全な食生活を実践できるように、特に、課題である朝食や野菜摂取の増加につながるよう、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 ○しまね食育まつり ○食育情報サイトの作成 ○新聞広告による啓発	「しまね食育まつり」は、圏域持ち回りで年2カ所ずつ開催。平成27年度は、鳥根県食育・食の安全推進協議会の設立10周年にちなみ、地産地消SHOWまつりと同日開催し、10の関係団体の体験型ブースの出展があり、多くの県民が参加した。 ・若い世代に食に関する情報を届け、食への関心を高め実践につなげるため、県立大学松江キャンパスの学生による食レポートの記事を掲載した。 ・食育の推進につながる新聞広告を、健康推進課、保健体育課、農林水産部で協力して掲載した。	関係機関・団体が連携して、県内各地で食育イベントや食育フォーラム等を実施することによる朝食や野菜の摂取等について、幅広く啓発することができた。 食育まつりは10周年を機に、終了。	「朝食をきちんと摂る」「野菜をたくさん摂る」の目標と食育フォーラム等を実施することによる朝食や野菜の摂取等について、幅広く啓発することができた。 また食に対する無関心層が、食に関心をもち実践につながるよう、手段や場所を工夫しながら、より具体的な啓発を図る必要がある。	継続	鳥根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、子どもや子育て世代が望ましい食生活を実践できるように、特に課題である朝食や野菜の摂取の増加、塩分摂取量の減少につながるため、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 ○身近な地域の「まの食育ステーション」での啓発 ○食育情報サイトの充実 ○新聞広告等を活用した啓発	県	健康推進課	健康増進G
103	Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進)	鳥根県食育推進計画第二次計画(H24～)に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、鳥根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を行います。 また、食に関する関係機関団体間で食育に関する情報の共有を図ります。 ○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修 ○食育・食の安全メーリングリストによる情報共有	・40団体による食育・食の安全推進協議会と主要団体による幹事会により、食育推進計画の推進を目指す取組について検討。平成28年度は第二次計画の評価および第三次計画の策定を行った。 ・地域で活躍する食育推進団体等を対象に、食育の普及に関する研修会や団体間の交流会を開催して実施した。 ・メーリングリスト等を通して、タイムリーな情報交換による交流を図った。	・協議会の開催により、具体的な目標を共有し、その目標達成を目指して、関係機関・団体同士連携を図ることができた。 ・第二次計画の評価を行う事により、取組推進の成果を把握し、評価を踏まえた重点目標や、継続目標を設定した第三次計画が策定できた。 ・各地域において、人材育成ができていく。 ・平成28年度から、メーリングリストにより関係組織・団体間の情報共有を進めてきたが、利用団体や利用件数が少ないこと等から維持管理が困難な状況となりH29に終了した。	・食育推進の充実を図るためには、更なる関係機関・団体との連携強化が必要。	継続	鳥根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、鳥根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を図ります。 ○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修	県	健康推進課	健康増進G
104	Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する体験活動の促進)	鳥根県食育推進計画第二次計画(H25～)に基づき、身近なところで食に関する「おいしいたのしいたのめ」体験の場として「しまね食育まつり」を開催し、食への関心を高め日常の実践につなげる。 また、体験活動を実施している組織・団体が行っている活動事例の収集及び情報提供を行い、体験活動の促進を図ります。 ○しまね食育まつり ○食育体験活動事例集の作成	「しまね食育まつり」は、圏域持ち回りで年2カ所ずつ開催。平成27年度は、鳥根県食育・食の安全推進協議会の設立10周年にちなみ、地産地消SHOWまつりと同日開催し、10の関係団体の体験型ブースの出展があり、多くの県民が参加した。 ・県内の食育体験活動事例を募集し、体験活動をもとめ啓発を行った。(H27実施、ホームページにも掲載) ・身近な地域で食育体験活動に参加できるよう、スーパーマーケットと連携して「まの食育ステーション事業」を実施した。	・関係機関・団体が連携して、県内各地で食育イベントや食育フォーラム等を実施することによる食育体験の機会が増え、食に関する体験の参加者も増加した。	食に関心がある層とない層の二極化が見られる。食育体験の機会は増えてきているが、その場に参加されない無関心層の方に対する対策の検討が必要。 集まってもらうのではなく、どのような場に出かけて発信すれば、アローチできるのか等、協議会で検討し、具体的な取組につなげる必要がある。	継続	鳥根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、身近なところで、食に関する「おいしいたのしいたのめ」体験の場として、スーパー等を食の情報発信拠点「まの食育ステーション」とし、関係団体等と連携しながら体験活動や情報提供を実施する。地域に伝わる郷土料理・伝統料理を作り、食べる体験ができる教室開催により、食文化を継承する。 ○まの食育ステーション事業 ○食文化継承事業	県	健康推進課	健康増進G
105	Ⅳ	7	②	◇食育の推進	子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。 ○幼稚園・学校等の養成に応じた食育の専門家の派遣、研修会の実施 ○栄養バランスの整った朝食や和食メニューのレシピの普及 ○幼稚園・学校等の給食への導入を目的とした和食に係る調理講習会の開催 ○和食の普及を目的とした講演会の開催 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地産産物を活用した給食の実施	子どもたちが、食に対して興味関心を持ち、健全な食生活を実践できるよう、栄養教諭を中心とし、関係部局・機関等と連携し食育推進の事業を行った。 ○和食普及推進事業をとおして、希望した園・学校へ専門家を派遣 ○食の学習ノートを活用した栄養バランスのとれた食事の授業の実施や和食メニューの普及 ○県学校給食会と連携して、和食調理講習会の実施 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地産産物を活用した給食の実施 ○文部科学省委託事業による大学や家庭、地域と連携した食育の取組の実施	○食の学習ノートを活用し、バランスのとれた食事について学習することができた。 ○「しまね・ふるさと給食月間」6月、11月が定着し、地産産物を活用した給食メニューの幅が広がった。 ○学校給食に和食メニューを取り入れる意識が高まった。 ○栄養教諭を中核とし、モデル地域において大規模な食育の実践プログラムを構築した。また、家庭、地域と連携した食育の取組が意識されるようになった。	○学校における食育推進のためには、「食に関する指導の全体計画」が重要であるが、全校種とも作成率が100%に達せず、特に高等学校において作成率が低い。 ○栄養教諭の配置は定数が決められているため、未配置校が多数ある。また、高等学校には、栄養教諭が配置されないため、高等学校における食育をどう進めていくかが課題である。	継続	○学校における食育推進のため、「食に関する指導の全体計画」作成率を100%にする。 ○高等学校における食育を推進するため、4年計画で県指導主事が県立高等学校を訪問し、食育の重要性、高等学校における食育推進について、事例も紹介しながら、指導・助言を行う。 ○引き続き「しまね・ふるさと給食月間」における地産産物を活用した給食の実施について栄養教諭等の理解を図る。	県	保健体育課	健康づくり推進室

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)
106	Ⅳ	7	③	◇妊娠・出産等の正しい知識の普及	若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。	・思春期専門相談事業を島根県助産師会に委託。相談ダイヤルを設置し、思春期特有の悩みに関する相談を行った。 ・相談件数 平成27年度97件、平成28年度123件、平成29年度129件、平成30年度153件 ・男性の早期からの不妊治療参加を促進するため、平成28年度に男性不妊検査費助成制度を創設。男性不妊の検査を受けた夫婦に検査費用の5割(上限2万円)を助成した。 ・平成30年度には助成額を検査費用の7割(上限2万8千円)に拡充した。 ・助成件数 平成28年度60件、平成29年度74件、平成30年度47件 ・考える県政やテレビCM等により、不妊治療に関する普及啓発を図った。	・思春期専門相談事業では、第二次性徴など思春期特有の悩みに関して、助産師が相談対応することで、思春期の男女と親の不安軽減が図られた。 ・男性不妊検査費助成制度により、男性の早期からの不妊治療参加が図られた。	・平成30年度に男性不妊検査費助成件数が減少しており、より効果的な情報発信を検討する必要がある。	継続	県	健康推進課	子育て包括支援S
107	Ⅳ	7	③	◇不妊専門相談事業の実施	不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。	・不妊症認定看護師やカウンセラーによる電話相談を実施(月曜～金曜(祝日除く)の15時～17時) ・産婦人科医師によるメール相談を実施 ・相談件数 平成27年度111件、平成28年度140件、平成29年度117件、平成30年度72件 ・相談内容等については、関係者で構成する検討会において報告し、意見を聴取した。	・不妊専門相談センターにおいては、不妊症の検査・治療や、不妊治療を実施している医療機関の情報に関して、専門に医師等が相談対応することで、不妊に悩む夫婦の不安軽減が図られた。	・相談件数は平成28年度以降減少傾向であり、事業の周知が課題である。	継続	県	健康推進課	子育て包括支援S
108	Ⅳ	7	③	◇特定不妊治療費の助成(再掲)	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 (平成27年度までは従前制度の経過措置期間)	・平成17年度:事業を開始。 ・平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男性不妊治療についても助成対象となった。 ・平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合は、助成上限回数が増えた。 ・制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療を行う医療機関や市町村へ配布し、制度周知を行った。 ・助成件数 平成27年度977件、平成28年度838件、平成29年度835件、平成30年度550件(平成30年度からは松江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を含まない)	・助成制度を通じ、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減が図られた。	・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)は医療保険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての経済的負担が大きい。	継続	県	健康推進課	子育て包括支援S
109	Ⅳ	7	④	◇小児医療の充実	救急医療に携わる内科医等を対象とした小児救急研修を実施し、小児科医以外でも診察できる体制整備を図ります。 また、子どもの健康面で育児不安を抱える保護者のサポートを目的に、休日や夜間における子どもの急病等に対し、小児科医師等に気軽に相談ができる電話相談サービス(＃8000)を行います。 ○小児救急電話相談事業	・隠岐圏域等で内科医等に対し小児救急に関する研修を実施 ・休日・夜間に子どもが急病で困ったとき、病院に行くべきか迷ったときなど、電話相談サービス(＃8000)を実施 (平日19:00～翌朝9:00、土日祝日9:00～翌朝9:00)	・隠岐圏域等の内科医等の小児救急医療に関する理解が深まった。 ・保護者等の不安軽減等と医療機関の集中緩和に一定の役割を果たした。	小児救急研修等を実施する地域が限定されて実施されていること	継続	県	医療政策課	地域医療支援第二G
110	Ⅳ	7	④	◇小児慢性特定疾病への支援	児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。	受給者証所持者数 H27:644名 H28:634名 H29:657名 H30:451名(松江市中核市移行に伴い松江市在住の変給者分が減)	患者家族の医療費の負担軽減が図られた。	対象となる児童が確実に助成を受けることができるよう医療機関等への制度周知が必要である。	継続	県	健康推進課	難病支援G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
111	Ⅳ	8	①	◇若年層への結婚、妊娠、出産等に関する啓発	若いうちから、結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心をもちあわせるための啓発を行います。 ○結婚ポジティブキャンペーン ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座	○結婚ポジティブキャンペーン 「家族」結婚」等をテーマとしたCMを制作・放映することにより啓発を実施 ○生の楽習講座 児童や生徒を対象に、助産師による講座を実施 受講者数:9,057名 ○ライフプラン設計講座 高校生や大学生を対象に、専門講師によるライフデザインセミナーを実施 実施校:3校	鳥取県と連携し、インターネット動画再生サイト、映画館広告等によるキャンペーン、フォーラム、カップル来店割引協賛店舗の募集・運用開始を実施し、結婚に前向きになる雰囲気作りや結婚を応援する機運醸成に寄与できた。 助産師による小中高校への前講座「生の楽習講座」に、29年度から実際の乳幼児親子が参加する仕組みとし、ふれあい体験により講座の充実を図ることができた	○生の楽習講座 年間150講座を実施しているが、開催希望が多く全ての学校の要望に応えられていない。 ○ライフプラン設計講座 講座実施を受け入れる学校とのカリキュラムの調整を早期に実施する必要がある。	継続	関係機関と連携し、児童・生徒・学生等を対象とし、若いうちから関心をもち正しい知識を得られるよう、引き続き啓発を実施していく。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
112	Ⅳ	8	①	◇出会いの場の創出、情報提供	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」	[平成30年度実績] ○市町村等が実施する婚活イベント等の支援:115件 ○出会いイベントの企画、コーディネートのノウハウを高めるための研修会の実施:未実施 ○出会いイベント情報提供メールマガジン・登録者数:2,223人 ・配信数:566回	[平成30年度] ○出会いイベント等の実施数 目標値110件に対して105%の達成率 ○メルマガ登録者数 目標値4,200件に対して53%の達成率	難島・中山間地域ではイベント参加者が限られカップリングが困難だったり、女性参加者が少ないため開催自体が成立しない場合がある。	継続	結婚を希望する独身男女に多様な出会いの場を提供できるよう、圏域で実施する各種イベント等の情報をタイムリーに届けていく。また、難島・中山間地域での単独市町村による開催が困難な場合は、広域での実施を促すなど実効性を上げる取組を行う。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
113	Ⅳ	8	②	◇出会いの場の創出、情報提供(再掲)	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」	[平成30年度実績] ○市町村等が実施する婚活イベント等の支援:115件 ○出会いイベントの企画、コーディネートのノウハウを高めるための研修会の実施:未実施 ○出会いイベント情報提供メールマガジン・登録者数:2,223人 ・配信数:566回	[平成30年度] ○出会いイベント等の実施数 目標値110件に対して105%の達成率 ○メルマガ登録者数 目標値4,200件に対して53%の達成率	難島・中山間地域ではイベント参加者が限られカップリングが困難だったり、女性参加者が少ないため開催自体が成立しない場合がある。	継続	結婚を希望する独身男女に多様な出会いの場を提供できるよう、圏域で実施する各種イベント等の情報をタイムリーに届けていく。また、難島・中山間地域での単独市町村による開催が困難な場合は、広域での実施を促すなど実効性を上げる取組を行う。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
114	Ⅳ	8	②	◇結婚に関する相談、紹介(マッチング)支援	結婚に関する独身男女からの相談や相手紹介(マッチング)を行うため、結婚ボランティアの活動支援や結婚支援センター(仮称)の設置等を行います。 ○鳥根はびっこーでいねーター事業 ○結婚応援企業・企業内「はびこ」登録養成事業 ○結婚支援拠点事業	結婚支援を専門に行う機関となる「しまね縁結びサポートセンター」をH27年11月に松江市に、H28年1月に浜田市に設置し、縁結びボランティア「はびこ」の活動支援、専門コーディネーターによる結婚相談を開始した。また、H30年10月から鳥取県と連携した新たなマッチングシステムを導入した。 [平成30年度実績] ○センターを通じた成婚数 105件 ○センター登録者数 1,580名 ○ボランティア登録者数 254名	[平成30年度] ○センターを通じた成婚数 目標値130件に対して81%の達成率 ○センター登録者数 目標値1,670件に対して95%の達成率 ○ボランティア登録者数 目標値270件に対して94%の達成率	縁結びボランティア「はびこ」の高齢化が進んでおり、現役世代や定年退職者等への声かけが必要。	継続	全県での成婚件数を伸ばしていくため、市町村における結婚支援の取組を推進する。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
115	Ⅳ	8	②	◇しまね縁結び市町村交付金事業(出会いの場創設、結婚相談員養成等)	地域に応じた出会いの場を創設するため、市町村が行う出会いイベント開催や結婚相談員の養成・スキルアップ等の結婚対策事業を支援します。	[平成30年度実績] ○市町村等が実施する婚活イベント等の支援:115件	[平成30年度] 目標値110件に対して105%の達成率	結婚を希望する独身男女への出会いの場の提供が目的であり、その後の交際に繋がる効果的なイベントとなるよう、手法や内容を検討する必要がある。	継続	「出会いの場の創出、情報提供」に集約し、実施する。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
116	Ⅳ	9	①	◇仕事と家庭の両立支援	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・表彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。 ○しまね子育て応援企業認定制度	出産後職場に復帰しやすい職場環境づくりを推進するために、平成28年度から、従業員数50人以上の事業所において、女性が産前産後休暇又は育児休業を取得し、復帰した場合に、その休業期間に応じて、中小・小規模事業者等に奨励金を支給する制度を創設。 [平成30年度末実績] ○しまね子育て応援企業(こころカンパニー):299社	3ヶ月以上の育児休業取得後の職場復帰者数は年々増加し、平成30年度には629件で目標値の600件を上回った。 [平成30年度] 目標値360件に対して83%の達成率	事業者の自主的な取り組みを進めていく必要がある。 建設業以外の認定企業が少ないため、こころカンパニー認定のメリットを検討する必要がある。	継続	女性が出産等により離職することなく、いきいきと働き続けられる職場環境整備の支援を推進する。 県他部局の企業表彰・登録制度、セミナー、助成事業等と連携を深めることで、幅広い周知と企業のPR効果の向上を図り、企業にとっての登録のメリットを拡充する余地がないか、庁内関係課と検討していく。	県	雇用政策課 子ども・子育て支援課	女性・高齢者等就業支援G 企画推進G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
117	Ⅳ	9	①	◇イクメン・イクボス養成事業	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のための取り組みを実施する。 また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職の育児に対する理解・協力が進むよう、イクボスの養成の取り組みを実施する。	みんなで考えるわが家のカタチキャンペーン(イクメンチェック)、イクボス養成セミナー、イクボス表彰を実施。	[平成30年度]目標値360件に対して83%の達成率	イクボスセミナーについて、参加者が少なかったこと、また他部局でも似たようなセミナーなど実施していることから、他部局とも連携して事業を行う必要がある。	見直し・廃止	当該事業としては終了。今後は女性活躍推進の取り組みの中での実施を見込む。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
118	Ⅳ	9	①	◇離転職者等の職業訓練の実施	結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職業訓練による再就職支援を行います。	平成30年9月にレディース仕事センター(松江、浜田)を設け、再就職や転職を希望する女性に、就職指導、職業紹介、就職後のフォローアップ等きめ細かい就労支援を実施。 求人ニーズを反映した訓練科を設定し就職支援を実施。	平成30年度の就職者数は、116人で目標値の70人を上回った。(求人者数719人、就職者数271人) 企業の人手不足感が強い状況下、訓練修了者の就職率は5割～8割で推移している。	就職者数は上回ったものの、求職者のニーズに沿った求人情報を提示できないケースがある。 企業側からの求人と訓練者側の求職ニーズが異なる。労働局、ハローワークと連携し、差異を埋めていく必要がある。	継続	企業訪問等を通じて求職者のニーズに合った求人を開拓するとともに、企業での職場体験等を通して、企業と求職者間でのミスマッチの解消に取り組む。 求職者向け職業訓練により県内産業が求める知識・技術等を習得した人材を養成し人材確保と安定した就業を促進。	県	雇用政策課	女性・高齢者等就業支援G 産業人材育成G
119	Ⅳ	9	①	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資(再掲)	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利事な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援)の制度融資及び介護休業者等支援資金を金融機関に預託します。	直近の平成30年度実績は、貸付件数325件、うち新規貸付件数59件、貸付残高は413,255千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	他機関よりも低利で借りられるなど必要な制度である。教育ローンが主であるため、少子化等での減少傾向は続いている。	平成29年度から貸付残高に合わせた金額での分割預託にしている。実績として年度途中で増額することはなかった。	継続	県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるように制度を継続していく。 周知が不足気味と思われるため、周知に協力する。	民間	雇用政策課	労働福祉G
120	Ⅳ	9	②	◇男女共同参画の理解の促進	男性の仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識を解消し、家庭内での父親の家事や育児への参画を促進するため、鳥根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点として、男性を含めた一般県民を対象とした講演会、研修会を開催や調査研究事業等を行います。 また、地域での男女共同参画の気運を醸成するため、男女共同参画サポーターを養成し、男女共同参画サポーターによる地域での啓発活動を支援します。	「あすてらす」を拠点に、県民、事業者を対象とした男女共同参画に関する各種セミナー等を開催し、理解促進を図った。特に、男性や若い世代の理解を広げるために、実践的で参加しやすい研修会を開催した。合わせて女性活躍推進法に係る協議会「しまねっ子女性きらめき応援会議」と連携して、家庭での役割分担を考えるきっかけとなる「家事川柳」の募集や男性の家事・育児参画を促すためのフォーラムやセミナーを開催した。 また、男女共同参画サポーター及び市町村担当者への研修を開催し、地域における男女共同参画に係る人材の育成や連携の強化に努めるとともに、「男女共同参画サポーター」に親しみを持ってもらうための愛称の募集を行った。	各地域の課題に即した県民向けの研修や男女共同参画サポーターの育成により、地域における男女共同参画の機運醸成が進んだ。特に、大学や専修学校でセミナーを行うことにより、若年層における意識は大きく改善された。	高齢層を中心とした一部の人々には依然として固定的性別役割分担意識が残っている。 また、育児家庭の夫の家事・育児時間は全国平均を下回っており、男性の家事・育児への参画への取組が必要である。	継続	固定的性別役割分担意識の解消のため、地域で活動する男女共同参画サポーターの計画的な育成、地域課題に即した県民向けの研修を引き続き実施する。 また、ワークライフ・バランスの推進、男性の家事・育児参画を促進するため、経済団体等関係機関と連携して県民や企業に向けた講座の開催や情報提供などの啓発を実施する。	県	環境生活総務課	男女共同参画室
121	Ⅳ	9	②	◇雇用環境改善の普及啓発	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業者、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発し、雇用環境の改善を促進します。	アドバイザーを県内企業へ派遣し、就業規則の作成・見直し、労務管理、働き方改革関連法への対応等に関する相談、情報提供を行った。	派遣実績 H27 29社 H28 32社 H29 23社 H30 40社	令和元年度より順次施行されている働き方改革関連法への対応や、人材不足の情勢下、雇用環境改善に関する企業側のニーズが高まっており、着実に支援していく必要がある	継続	アドバイザー派遣については令和元年度より「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象として、多様な人材の活躍を目的とした補助事業と一体的に行っている。この取り組みを継続し、働きやすい職場づくりが広く県内に波及することを旨とする	県	雇用政策課	多様な就業推進室
122	Ⅳ	10	①	◇ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発を図ります。	思いやり駐車場制度に賛同する施設管理者と協定を締結し、利用証を随時発行。 広報等により、思いやり駐車場の適正利用について、啓発を図った。	思いやり駐車場利用証発行枚数 11,644枚(令和元年5月末) 思いやり駐車場協定施設数 297施設(H31年3月末)	協定施設の増加	継続	思いやり駐車場利用証制度の更なる普及・啓発を図る。	県	障がい福祉課	計画推進G
123	Ⅳ	10	①	◇乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の把握、拡充、県民への情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。 ○しまね子育て家庭外出店応援施設(赤ちゃんぽっとルーム)登録事業	・赤ちゃんぽっとルーム登録について、目を引く新ステッカーを導入し、子育て応援サイト「こども」を活用してPRを図った。 ・子育て家庭が外出先へ手軽にタイムリーに情報が得られるよう、スマートフォンでも見やすく検索しやすいものによりリニューアルした。	登録の呼びかけにより、登録施設数が増加した。	子育て家庭へ情報が行き届くよう工夫が必要。	継続	引き続き、登録施設数が増加するよう事業のPRを実施し、子育て環境の向上を図る。	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
124	Ⅳ	10	①	◇安全で快適な住宅の供給	安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住負担の軽減を図ります。 また、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住促進賃貸住宅の建設支援を実施します。 ○県営住宅建設事業 ○定住促進賃貸住宅建設支援事業(現事業名:しまね定住推進住宅整備支援事業)	県営住宅の建替については、「鳥根県営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化し、居住水準の低い住宅について順次実施してきた。 定住推進住宅については、Uターン者や親世帯から独立する子育て世帯等を対象とした賃貸住宅の整備(新築、空き家の改修)を行う市町村に対して経費の一部を助成した。	子育て世帯に対して、安全で快適な住宅を低廉な家賃で提供することができた。	県営住宅の建替については、既存団地に余剰地がない場合は、非現地で用地を確保する必要があるが、適切な敷地の確保に苦慮することが多い。 定住推進住宅については、民間事業者が建設主体の場合などで、事業者の都合で急遽中止となるケースも発生しており、市町村の積極的な関与が必要である。	継続	引き続き、安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住負担の軽減を図るため、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住推進住宅の建設支援を実施する。 また、子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、子育てに資する住宅改修・増築を支援していく。	県市町村 民間	建築住宅課	住宅管理G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画		実施主体	県担当課	グループ名 (係名)
125	Ⅳ	10	①	◇都市公園の整備	都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。	既存トイレのバリアフリー化を進めているが、条例公園等を都市公園に編入することにより母数が増加しているため率としては変わらない状況である。	H27年度末～H30年度末で1%増の達成率であった。		継続	引き続き早期供用を目指し継続して整備に努める。また、質的改良にも積極的に取り組んでいく。	県市町	都市計画課	開発・公園G
126	Ⅳ	10	①	◇河川海岸環境の整備	河川や海岸に安全に近づき身近に自然とふれあえる場を整備するため、他の事業と連携して親水護岸等を整備します。	堤防、護岸の改修工事に併せて、必要な箇所において親水性を確保した整備を実施。	人々が河川へ安全に近づき自然にふれあえる場を確保することができた。		見直し・廃止	計画期間内で予定されていた整備事業は完了。今後は、要望・必要性に応じて実施する。	県	河川課	河川海岸整備G
127	Ⅳ	10	②	◇公共空間における防犯環境の整備・改善 ○街頭防犯カメラ設置事業	市町村や事業者、自治会に対し、通学路・公園を始めとした公共空間における街頭防犯カメラなど防犯機材の設置促進を働きかけるとともに、設置に向けた支援を行うなど、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できる防犯環境の整備改善を推進します。 また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」や「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。	・自治体、自治会等に通学路や学校周辺に街頭防犯カメラの設置を働きかけた。 ・H28～H30に、県防犯連合会がJA共済連島根県本部から街頭防犯カメラの寄贈を受け、設置した。 ・登下校防犯プランの一環として、ながら見守り活動を推進した。 ・各地域の防犯ボランティア団体や青色防犯パトロール団体によるパトロール活動を積極的に実施するよう働きかけた。 ・地域における危険箇所等を把握・周知した	・自治体、自治会等に通学路や学校周辺に街頭防犯カメラの設置を働きかけ、全国初の自治体によるクラウドファンディングによる防犯カメラが多数設置された。 ・県防犯連合会がJA共済連島根県本部から街頭防犯カメラの寄贈(80台)を受け設置したほか、その他企業からの協力により防犯カメラを設置した。 ・各種広報媒体を利用し、ながら見守り活動の推進、浸透を図った。 ・県内に設置している「子ども110番の家」について再点検、新規設置を行うとともに、「子ども110番の家」活動マニュアルを配布した。	・街頭防犯カメラの運用維持には経済的負担が発生し、自治会・町内会での設置に支障となっている。 ・防犯ボランティア及び青色防犯パトロール活動に従事する方が高齢化しており、世代交代や若い世代の参加が課題となっている。	継続	・自治体、自治会等に通学路や学校周辺に街頭防犯カメラの設置を働きかける。 ・登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、ながら見守り活動を推進するとともに「子ども110番の家」の拡充を図る。 ・各地域の防犯ボランティア団体や青色防犯パトロール団体の体制の維持及び若い世代の参加など拡充を図る。 ・地域における危険箇所等の把握・周知に努める	県	生活安全企画課	安全まちづくり推進室
128	Ⅳ	10	②	◇地域住民が自ら自主防犯活動の推進 ○安全情報発信活性化事業 ○防犯ボランティア活動活性化事業 ○広報啓発活動活性化事業	子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。 また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」や「犯罪のない安全で安心なまちづくり大会や地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯意識の高揚や防犯ボランティア団体間の情報交換等を実施した。 加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車乗っ取り意識高揚を図り、施設率を向上し、被害時の無断旋回率を低減することにより、県民全体の鍵かけ意識を高めます。	・子ども等を犯罪被害から守ることを目的に、住民による自主防犯活動を促進するため、みまもり安全メールや島根県安全安心ネットワーク等で情報提供を行った。 ・犯罪のない安全で安心なまちづくり大会や地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯意識の高揚や防犯ボランティア団体間の情報交換等を実施した。 ・子ども対象の凶悪な事件が全国的に発生したことから、いわゆる「登下校防犯プラン」による防犯ボランティア等と連携した通学路の緊急点検を行った。また、「ながら見守り」活動実施を呼び掛けた。 ・各学校において不審者対応訓練、犯罪被害防止教室等を開催した。 ・県内事業所に対し、「子ども・女性みまもり運動実施事業所」を募集した。 ・子どもが被害者となった刑法認知件数のうち、約7割を占める自転車盗について鍵掛け意識の高揚を図った。	・メール等により、タイムリーな情報提供を実施し、見守り活動等の実施を支援・活性化に繋がった。 ・構成員が高齢化している中で、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	継続	・メール等の登録者が少ないので、登録者の拡大を図る必要がある。 ・構成員が高齢化している中で、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	・まちづくり大会や地域防犯ボランティア交流会、その他各種委員会等、防犯ボランティア団体同士による情報共有を図り、防犯活動の質を向上させるとともに、各地域で次世代の構成員を育成し、防犯ボランティア団体及び青色防犯パトロール団体の体制について維持・拡充を図る。 ・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会や防犯協定を締結した島根県民生児童委員協議会、島根県連合婦人会等にも新規登録を働きかけるほか、「子ども・女性みまもり運動実施事業所」に対して事業所単位での登録を働きかける。 ・小、中学校、高等学校に対して定期的な不審者対応訓練、防犯講習会の開催を働きかけるとともに訓練・講習内容の質的向上を図る。 ・登下校時等の子どもの緊急避難場所を確保するため、今後も通学路等に面した住居・店舗・事業所等に対し、子ども110番の家への加入を働きかける。	県	生活安全企画課 環境生活総務課	安全まちづくり推進室 消費とくらしの安全室
129	Ⅳ	10	②	◇通学路・公園等における安全対策の推進 ○信号機等交通安全施設整備 ○信号灯のLED化 ○最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	信号機の設置や信号灯のLED化など、安全・安心な交通環境の整備を行います。	継続的に、交通ボランティア、学校、保護者、自治体、道路管理者と連携してきめ細やかな通学路点検を実施し、交通安全施設の把握に努めた。 新設道路を中心として信号機を設置したほか、老朽化等により視認性が低下した信号灯を中心としてLED化を推進した。 最高速度30キロメートル毎時の区域規制については、地域住民の同意を得た上で、道路管理者と連携したゾーン対策「ゾーン30」を推進した。	通学路における交通安全施設の整備を効果的に実施し、安全性を向上させた。 きめ細やかな通学路点検を実施し、交通安全施設を把握し、必要に応じて交通安全施設を整備した。 新設道路を中心として交通信号機を設置し、交通の安全性を向上させるとともに渋滞を緩和した。 信号灯のLED化により、視認性を向上させた。 小学校の通学路を含む地域の「ゾーン30」を整備し、安全性を向上させた。	道路の新設、延伸、改良、市街地の拡大等に伴う交通環境の変化を早期に把握し、事業計画へ反映させることや、既に整備した交通安全施設の老朽化に伴う更新整備が必要。	継続	通学路等における街頭活動や交通指導取締りを推進するとともに、防犯ボランティア、地域住民、学校、自治体等との協働による通学路等の点検活動を継続し、把握した危険箇所については、関係機関が共同して交通安全施設の整備を行い、道路環境の改善を図っていく。	県	交通規制課	交通管制センター
130	Ⅳ	10	②	◇安全な歩行・走行のための道路整備 ○交通安全事業 ○道路改築事業	県が管理する道路において、子ども、親子連れ等が安全・安心に通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共有道路等の新設、既設歩道の段差解消等の整備を行います。	通学路や歩行者、自転車交通の安全を確保するため歩道、歩車共有道路等の整備を実施。 バリアフリーのための歩道の段差解消等の整備を実施。	歩道等の整備により歩行者、自転車等の安全を確保することができた		継続	引き続き、必要な予算を確保し、歩道、自転車歩行者道、歩車共有道路等の整備促進を図る。	県	道路維持課 道路建設課	道路建設課 県道建設G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等
(基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み 今後の取り組みの方向性、実施計画	(5) 実施主体等				
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)			現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
131	Ⅳ	10	②	◇交通安全教育の推進	<p>子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。</p> <p>特に、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行います。</p>	<p>毎年、交通安全県民運動実施要綱運動重点に「子供の交通事故防止」や「シートベルト等の正しい着用の徹底」、「自転車安全利用の推進」などを掲げ、年間を通して、自転車利用者はもちろん自動車運転者、家庭、学校、地域など各推進主体種に実施すべき内容を定め、それぞれの立場に応じて、子供の交通安全の確保を目的とした参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催、通学路等での街頭指導、交通ルールとマナーの徹底に資する広報啓発活動等を実施した。</p>	<p>計画前(H26)と計画期間中の各年(H27～30)の平均を比較した結果、交通事故における子供の死傷者数や子供の自転車関連事故の件数はそれぞれ減少し、チャイルドシート着用率は「向上」しており、一定の成果がみられた。</p>	<p>自転車安全利用五則の遵守率は、計画前と計画期間中の各年平均を比較すると、おおむね横ばいで推移しており、いまだ、自転車運転中のスマホ等画像注視やイヤホン装着、並進、右側通行等が散見される。</p> <p>また、チャイルドシート使用率も向上はしているが、いまだ、約3割近くが不使用である。</p>	継続	<p>子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施する。</p> <p>特に、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行う。</p>	県	交通企画課 交通対策課	安全係 交通安全S